

平成 29 年度「親が変われば、子どもも変わる」運動推進事業
補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 公益社団法人茨城県青少年育成協会（以下「協会」という。）は、協会が指定する団体が行う「親が変われば、子どもも変わる」運動推進事業（以下「推進事業」という）に対し、予算の範囲内において必要な経費を補助するものとする。

(補助事業)

第 2 条 補助事業は、「親が変われば、子どもも変わる」運動推進事業審査会で選定された事業とする。

(補助額)

第 3 条 補助額は 1 事業 100,000 円を限度とする。

(団体の指定)

第 4 条 協会は、補助事業を実施する 5 団体を指定する。

(補助事業者)

第 5 条 補助事業者は、前条により指定を受けた団体とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）及び誓約書（様式第 2 号）を協会会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 7 条 協会は、補助事業者からの補助金交付申請書の提出により、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、その内容及び条件を補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

(補助金の支払)

第8条 補助金は、補助事業が終了し、その額が確定した後に支払うものとする。

2 協会は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助事業者からの請求に基づき、補助金を全額概算払いすることができる。

3 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは概算払申請書(様式第4号)を協会会長に提出するものとする。

(内容の変更等)

第9条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、変更申請書を協会会長に提出するものとする。

ただし、20%以内の経費の配分変更についてはこの限りでない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業完了後速やかに実績報告書(様式第5号)を協会会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第11条 補助金の額の確定通知は、補助金額確定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(その他)

第12条 この補助金の収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿は、事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(様式第1号)

記 号 第 号
平成 年 月 日

公益社団法人茨城県青少年育成協会
会 長 石 津 博 康 殿

住 所 〒
団 体 名
代表者職氏名
電話番号

㊞

平成29年度「親が変われば、子どもも変わる」運動推進事業
補助金交付申請書

標記事業を下記により実施したいので、補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金申請額 金 _____ 円
- 2 補助事業の内容
「親が変われば、子どもも変わる」運動推進事業計画書 (別紙1)
- 3 補助事業に要する経費
「親が変われば、子どもも変わる」運動推進事業に要する
経費の算出基礎調書 (別紙2)
- 4 補助金の受領方法

直 接 払

口座振替払 金融機関名 銀行 支店
口座の種類
口座番号
口座名義 (フリガナをつけてください。)
電話番号

(別紙 1)

平成 29 年度「親が変われば、子どもも変わる」運動推進事業計画書

団体・ グループ名			
フリガナ 代表者職氏名			会 員 数 人
所在地	〒	TEL	
		FAX	
フリガナ 担当者職氏名		担当者	TEL
		連絡先	FAX
	担当者メールアドレス		
事業名			
ねらい			
対象地域・対象者 及び参加予定者数	対象地域	対象者	参加予定者数
連携・協働の 相手方			
青少年・若者を企画・運 営に参画させる(活動 に取り組む)内容			
「親が変われば、子ど もも変わる」運動の認 知度を高めるための取 り組みや方法 (具体的な活動を記載 して下さい)			
活動の内容 (活動の内容が複数に またがる場合は、それ ぞれの「ねらい」を簡明 に記載してください)	(期日・場所・活動内容等)		
活動の スケジュール			

(別紙2)

平成29年度「親が変われば、子どもも変わる」運動推進事業
に要する経費の算出基礎調書

区 分	支出予定額	うち補助金額	支出予定額の算出基礎
	円	円	
1 謝 金			
2 旅 費			
3 その他の事業費			
消耗品費			
印刷製本費			
通信運搬費			
手数料			
広告料			
保険料			
使用料及び賃借料			
合 計			

(様式第2号)

誓約書

平成 年 月 日

公益社団法人茨城県青少年育成協会
会長 石津 博康 殿

住所
氏名又は名称
及び代表者職氏名 印

茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第7条の規定の趣旨を踏まえ、下記事項について誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴法人が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、県の事務事業に関する各種申込資格等の確認のため、貴法人及び茨城県が茨城県警察本部に照会することについて承諾します。

記

1 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

はい ・ いいえ （いずれかを○で囲む）

2 次のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
- (5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）

はい ・ いいえ （いずれかを○で囲む）

3 暴力団員又は2の(1)から(6)までのいずれかに該当する者の依頼を受けて貴法人の事業に応募しようとする者ではありません。

はい ・ いいえ （いずれかを○で囲む）

(誓約書裏面)

○ **茨城県暴力団排除条例**（平成22年茨城県条例第36号）より抜粋

（公共工事等に係る措置）

第7条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

○ **暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律**（平成3年法律第77号）より抜粋

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2) 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(6) 暴力団員

暴力団の構成員をいう。

(様式第 3 号)

青 育 第 号
平成 年 月 日

殿

公益社団法人茨城県青少年育成協会
会 長 石 津 博 康

平成 29 年度「親が変われば、子どもも変わる」運動推進事業
補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった「親が変われば、子どもも変わる」運動
推進事業補助金については、補助金交付要項第 7 条の規定により下記のとおり
交付決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助条件に関する事

(様式第 4 号)

記 号 第 号
平成 年 月 日

公益社団法人茨城県青少年育成協会
会 長 石 津 博 康 殿

住 所 〒
団 体 名
代表者職氏名
電話番号

㊞

平成 29 年度「親が変われば、子どもも変わる」運動推進事業
補助金概算払申請書

このことについて、下記により補助金の概算払をされるよう申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 概算払申請額 金 円
- 3 概算払を希望する理由

(様式第 5 号)

記 号 第 号
平成 年 月 日

公益社団法人茨城県青少年育成協会
会 長 石 津 博 康 殿

住 所 〒
団 体 名
代表者職氏名
電話番号

㊞

平成 29 年度「親が変われば、子どもも変わる」運動推進事業
実績報告書

標記のことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 補助事業の実績
 - (1) 「親が変われば、子どもも変わる」運動推進事業実施報告書 (別紙 1)
 - (2) 「親が変われば、子どもも変わる」運動推進事業に要した
経費の支出調書 (別紙 2)

(別紙1)

平成29年度「親が変われば、子どもも変わる」運動推進事業実施報告書

実施主体	団体名		代表者 職氏名	
	事務局 所在地	〒	TEL	
			FAX	
	担当者 職氏名		TEL	
			FAX	
連携・ 協働団体				
事業概要	事業名			
	実施期日			
	実施場所			
	対象者		参加 人数	人
活動内容	青少年・若 者が企画・ 運営に参画 した(活動に 取り組んだ) 内容			
	本運動の認 知度を高め るための取 り組み(具 体的な啓発 活動)			
	具体的な 活動内容	<ねらい>		
		<活動内容>		
効果及び 自己評価				

(別紙2)

平成29年度「親が変われば、子どもも変わる」運動推進事業
に要した経費の支出調書

区 分	支出済額	うち補助金額	支出済額の算出基礎
1 謝 金	円	円	
2 旅 費			
3 その他の事業費			
消 耗 品 費			
印 刷 製 本 費			
通 信 運 搬 費			
手 数 料			
広 告 料			
保 険 料			
使用料及び賃借料			
合 計			

(様式第 6 号)

青 育 第 号
平成 年 月 日

殿

公益社団法人茨城県青少年育成協会
会 長 石 津 博 康

平成 29 年度「親が変われば、子どもも変わる」運動推進事業
補助金額確定通知書

平成 年 月 日付けで実績報告のあった「親が変われば、子どもも変わる」
運動推進事業補助金については、補助金交付要項第 11 条の規定により下記のと
おり額を確定したので通知します。

記

確 定 額 金 円